

協議第 27 号

電算システムの取扱いについて

電算システムの取扱いに係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める。

- 1 業務の効率化を図るため、引き続き電算システムを導入する。
- 2 両市において重複する電算システムについては、効果的かつ効率的にシステムの統廃合等を行うとともに、合併時においても安定的にシステムを稼働できるよう調整を行う。
- 3 合併時に統廃合を行うことが困難なシステムについては、合併後できる限り速やかに統廃合を行うよう調整する。

平成 29 年 4 月 25 日提出

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する
任意協議会 会長 加藤 憲一

【調整理由】

- ・電算システムは、業務の効率化等を目的として各課において導入されているものであり、合併後の市においても引き続き電算システムの活用は必要であるため。
- ・一部の電算システムについては、業務を遂行する上で直ちに統廃合することが困難な場合があるため。